



愛媛県報

発行 愛媛県

平成30年7月3日火曜日 第2989号

◇ 目 次 ◇

大規模小売店舗の変更の届出の概要等（2件）.....	（経営支援課）... 522
地籍調査の成果の認証.....	（農政課）... 523
肥料登録有効期間の更新.....	（農産園芸課）... 523
土地改良区役員の就退任の届出.....	（東予地方局農村整備課）... 523
土地改良区の定款変更の認可.....	（ " " ）... 524
道路の供用開始（県道上分三島線）.....	（東予地方局四国中央土木事務所）... 524
土地改良区役員の就退任の届出.....	（中予地方局農村整備第一課）... 524
開発行為に関する工事の完了.....	（中予地方局建築指導課）... 524
指定道路の指定.....	（ " " ）... 525
道路の区域変更（県道内子河辺野村線）.....	（南予地方局西予土木事務所）... 525

告 示

○愛媛県告示第665号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成30年7月3日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
スーパードラッグコスモス篠場町店	新居浜市篠場町488番2 外1筆	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 代表取締役 田中 敬士	三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 代表取締役 神代 顕彰	平成30年 4月1日	平成30年 6月21日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第666号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに愛南町役場において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成30年7月3日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の日	届出日
ドラッグコスモス愛南店	南宇和郡愛南町御荘 平城3991番1 外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	J A三井リース建物 株式会社 代表取締役 保崎 隆行	J A三井リース建物 株式会社 代表取締役 工藤 真樹	平成30年 4月1日	平成30年 6月20日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに愛南町役場において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第667号

次の地籍調査の結果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成30年 7月 3日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地 域	調 査 期 間	成果の名称
八幡浜市	向灘の一部	平成28年度から 平成29年度まで	八幡浜市（向灘の一部）の地籍図及び地籍簿
八幡浜市	日土町5番耕地の一部	平成28年度から 平成29年度まで	八幡浜市（日土町5番耕地の一部）の地籍図及び地籍簿
今治市	南鳥生町1丁目等10単位区域	平成28年度から 平成29年度まで	南鳥生町1丁目等10単位区域の地籍図及び地籍簿

2 認証年月日

平成30年 7月 3日

○愛媛県告示第668号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

平成30年 7月 3日

愛媛県知事 中 村 時 広

登録有効期限	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（％）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成36年7月27日	愛媛県第1264号	混合有機質肥料	なたねばかし	窒素全量 4.5 りん酸全量 2.0 加里全量 1.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公	宇和鉱業株式会社 愛媛県西予市野村町野村5号11番地

年月日	愛媛県告示番号	肥料の種類	肥料の名称	窒素全量 りん酸全量	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成36年8月4日	愛媛県第1237号	混合有機質肥料	宇和混合有機1号	窒素全量 5.5 りん酸全量 7.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	宇和鉱業株式会社 愛媛県西予市野村町野村5号11番地
平成36年8月4日	愛媛県第1238号	混合有機質肥料	宇和混合有機特号	窒素全量 6.0 りん酸全量 7.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	宇和鉱業株式会社 愛媛県西予市野村町野村5号11番地
平成36年8月4日	愛媛県第1239号	混合有機質肥料	粒状宇和混合有機特号	窒素全量 6.0 りん酸全量 7.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	宇和鉱業株式会社 愛媛県西予市野村町野村5号11番地
平成36年8月15日	愛媛県第1254号	混合有機質肥料	本ほかし	窒素全量 7.0 りん酸全量 6.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	宇和鉱業株式会社 愛媛県西予市野村町野村5号11番地

○愛媛県告示第669号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西条市船屋土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

平成30年 7月 3日

愛媛県東予地方局長 高 橋 正 浩

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
監 事	浅 木 雄 次	西条市船屋甲360

○愛媛県告示第670号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、今治市頼田川土地改良区の定款の変更を認可した。

平成30年 7月 3日

愛媛県東予地方局長 高 橋 正 浩

○愛媛県告示第671号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年 7月 3日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	上分三島線	四国中央市妻鳥町字井添池口1959番7から 同字1955番5まで	平成30年 7月 3日

○愛媛県告示第672号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松前町北伊予土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成30年 7月 3日

愛媛県中予地方局長 飯 尾 智 仁

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	渡 部 寛	伊予郡松前町大字徳丸643番地 1
"	弓 立 俊 正	伊予郡松前町大字徳丸648番地
"	川 端 哲	伊予郡松前町大字徳丸1419番地 2
"	大 政 勉 一	伊予郡松前町大字中川原582番地
"	中 村 清 則	伊予郡松前町大字中川原646番地
"	加 藤 賢 司	伊予郡松前町大字中川原970番地 2
"	大 西 珍 夫	伊予郡松前町大字出作394番地 2
"	西 村 廣 武	伊予郡松前町大字出作237番地 3
"	水 口 省 三	伊予郡松前町大字神崎861番地
"	小笠原 威	伊予郡松前町大字神崎104番地 1
"	野 本 正 克	伊予郡松前町大字神崎676番地 3
"	佐 伯 和 雄	伊予郡松前町大字鶴吉343番地
"	峰 岡 良 男	伊予郡松前町大字鶴吉382番地 2
"	町 田 始	伊予郡松前町大字横田460番地 1
"	高 市 重 徳	伊予郡松前町大字大溝544番地 5
"	古 谷 修 蔵	伊予郡松前町大字永田101番地 1
"	三 好 国 榮	伊予郡松前町大字東古泉64番地 1
監 事	大 政 博	伊予郡松前町大字中川原953番地

"	日 野 雅 男	伊予郡松前町大字鶴吉805番地
"	篠 崎 厚 夫	伊予郡松前町大字横田356番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	渡 部 正 照	伊予郡松前町大字徳丸655番地 1
"	渡 部 寛	伊予郡松前町大字徳丸643番地 1
"	渡 部 伸	伊予郡松前町大字徳丸636番地
"	本 多 正 仁	伊予郡松前町大字中川原584番地 1
"	中 村 清 則	伊予郡松前町大字中川原646番地
"	加 藤 監 一	伊予郡松前町大字中川原270番地 1
"	西 村 廣 武	伊予郡松前町大字出作237番地 3
"	大 西 珍 夫	伊予郡松前町大字出作394番地 2
"	高 石 健 一	伊予郡松前町大字神崎407番地 3
"	池 内 初 好	伊予郡松前町大字神崎149番地 1
"	水 口 省 三	伊予郡松前町大字神崎861番地
"	佐 伯 和 雄	伊予郡松前町大字鶴吉343番地
"	日 野 雅 男	伊予郡松前町大字鶴吉805番地
"	町 田 始	伊予郡松前町大字横田460番地 1
"	栗 原 傳	伊予郡松前町大字大溝209番地 2
"	古 谷 修 蔵	伊予郡松前町大字永田101番地 1
"	三 好 国 榮	伊予郡松前町大字東古泉64番地 1
監 事	弓 立 俊 正	伊予郡松前町大字徳丸648番地
"	弓 達 利 雄	伊予郡松前町大字出作334番地
"	三 好 充	伊予郡松前町大字東古泉401番地 2

○愛媛県告示第673号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成30年 7月 3日

愛媛県中予地方局長 飯 尾 智 仁

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
30中局建(開)第5号 平成30年6月21日	伊予郡松前町大字上高柳字松向259番1	伊予郡松前町大字大間166番地1 医療法人 松野内科クリニック

○愛媛県告示第674号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

平成30年7月3日

愛媛県中予地方局長 飯尾 智仁

1 指定道路の種類

建築基準法第42条第1項第5号

2 指定年月日

平成30年6月21日

3 指定道路の位置

伊予市下吾川字宮田1378番20の一部、1373番2の一部

4 指定道路の延長及び幅員

(1) 延長 25.94メートル

(2) 幅員 4.70メートル

○愛媛県告示第675号

道路法(昭和27年法律180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年7月3日

愛媛県知事 中村 時広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	内子河辺野村線	西予市野村町惣川3509番2から 同町惣川2900番2まで	旧	メートル	キロメートル	
			新	5.4~108.8	0.77	